

2008年10月18日

日本地下水学会法人化に関する方針について

日本地下水学会

会長 西垣 誠

日本地下水学会は1959年の設立以来、地下水に関する研究者、技術者等の集団として、様々な研究や、地下水を守るための活動を行ってきました。また、これらの活動をできるだけ多くの人々に知ってもらうため、学会誌や図書の発行、講演会、シンポジウムの開催などを行ってきました。

地球規模の環境変化が急速に進むとともに、身近な水資源、環境資源としての地下水の大切さが、ますます高まっています。このような中、地下水に関する学術・技術と社会を繋ぐ日本唯一の団体として、私たち日本地下水学会の活動の幅をさらに広げることが、私たちの社会的使命であると考えています。

ところで、日本地下水学会は、これまで任意団体として活動してきました。任意団体であることは、法律上の制約が小さく、自由な点が多いなどの長所があります。しかし、任意団体のままでは、法律上の権利が認められないため、今までも出版した図書の著作権が地下水学会に残らないことや、契約行為を個人名で行わなければならないことなどの問題が生じていました。さらに、今後、地下水学会の活動の幅を広げる際には、他の学術団体のみならず、一般市民団体、行政機関など、幅広い連携が必要になります。法律上の権利を持たない任意団体であることは、このような活動への支障となることも懸念されます。

このため、常任委員会では、当学会が法人格を取得することが必要と考え、3年前から検討を重ねてきました。具体的には、2006年には文部科学省に公益社団法人設立の相談を行いました。その当時は学会の会員数や財政規模が比較的小さいことなどを理由に、公益社団法人化は困難との回答を得ていました。このため、昨年度から今年度はじめにかけて、学会とは別にNPO法人を設立し、契約行為等はNPO法人を当事者とするについての検討を行いました。この経緯は本年5月の総会においても報告したとおりです。

このように、一旦は公益社団法人化を断念し、NPO法人設立を検討してきました。しかし、本年12月より施行される「公益法人制度改革関連3法」において公益社団法人制度が抜本的に見直されることから、当学会としても、新たに公益社団法人認定のための検討を開始することとしました。この法律は、従来の公益社団法人において、公益性の面から様々な問題が指摘されていたことから、その制度を抜本的に改革し、公益社団法人の健全な成長を目的とするものです。この法律が施行される2008年12月以降は、社団法人は主として公益に供する事業を目的とした公益社団法人と、一般社団法人に区分されることとなります。一般社団法人は登記により誰でも簡便に設立できます。しかし、公益社団法人となる

ためには、一般社団法人を設立した後に、行政庁による認定が必要となります。この新たな公益社団法人は、従来の公益社団法人と同じく、税制面での優遇を受けることができます。

この法律は2006年5月に成立しましたが、その運用に関しては不明な点が多く、当初は公益社団法人のハードルは極めて高いと考えられていました。このため、当学会が認定を受けることは不可能と考えていました。しかし、公益社団法人化を目指す学会も増えてきたことから、本年8月より専門家の見解等を踏まえて常任委員会で議論した結果、本学会の活動はまさに公益社団法人としての資格を有するものであることから、その認定取得は可能であるとの結論に達しました。

公益社団法人の認定取得のためには、この法律が施行される本年12月以降に、一般社団法人としての登記を行い、その後、公益社団法人の認定申請を行うこととなります。これらの申請に際しては、学会の定款作成、公益社団法人に求められる会計制度の導入、及び実態を踏まえた選挙制度改革など、様々な検討が必要となります。このため、公認会計士、司法書士からなる専門家チームにコンサルティングを依頼し、また、本年10月より、常任委員会内部に会長を委員長とする法人化設立準備委員会を設置しました。

この体制による検討を進め、来年5月の総会（又は臨時総会）において日本地下水学会の一般社団法人への移行と、その後の公益社団法人認定申請に関する審議をいただく予定です。総会において、会員の方々の賛同をいただければ、一般社団法人の登記を行い、その後できるだけ速やかに公益社団法人の認定申請を行いたいと思います。

法人化設立に関する動きは、今後、学会ホームページにおいて公開するとともに、一般会員の意見も求めるようにしたいと考えています。その一環として、11月20日の秋季講演会の際に、法人化に関する報告及び意見交換会を開催することとします。多数の会員方々のご参加と活発な意見交換をお願いしたいと思います。

以上